

[事案 2019-135] 新契約無効請求

・令和2年3月9日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年7月に募集代理店を通じて契約した外貨建終身保険について、以下の理由により契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対し、貯蓄を目的とする旨、および、保険料支払継続に不安がある旨を伝えたと
ころ、募集人は手持ちの白紙に自ら計算をしたうえで、契約成立後5年後が損益分岐点で
あり、5年を経過すれば損をすることはないとの説明をしたので、これを信じて申し込ん
だが、これらの説明は虚偽であった。
- (2) 内容を理解しないまま「意向確認書兼適合性確認書」にチェックを付し自署したが、募集
人から受領した同書面の控えは、実際に記入・自署した書面の写しではなく、白紙の書式
であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、5年を経過すれば損をしない旨の説明はしておらず、設計書や契約締結前交付
書面等を用いて、リスクを含め、本契約につき適切に説明をしている。また、募集人が自
ら白紙を用いて計算したのは、払済保険に変更するために必要な契約期間等を概数で算出
するためであった。
- (2) 募集人は、「意向確認書兼適合性確認書」の質問事項を読み上げて説明しており、申立人は
その内容を理解して署名した。また、申立人に交付された同書面の控えが白紙であった理
由は、機械作成の場合、同署面の2枚目が複写にならないため、白紙になったものと考え
られる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する
ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められないものの、以下の理由により、本件は和解
により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を双方当事者に提示し、その受諾を勧告し
たところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続きを終了した。

- (1) 申立人に交付された「意向確認書兼適合性確認書」は白紙のものであったが、同書面の控
を申込者に交付することの趣旨は、申込者が自身の示した意向の事後確認を可能にするこ
とであり、そのためには、自身の意向が記載された書面の写しを交付することが必要であ
り、募集人が申立人に対して、白紙の同書面控を交付したことは適切ではなかった。